

国民年金

のお知らせ

国民年金は20歳以上60歳未満のかたが加入し、保険料を納め、老後や万が一の時に年金を受け取る国の社会保障制度です。免除制度や改正された制度についてご紹介します。

法定免除

生活扶助や障害年金を受けているときに届出をした場合

申請免除（学生を除く）

保険料を納めるのが経済的に困難なときに申請をして、承認された場合

■保険料の免除制度

保険料を納めたくても、所得が少ないなどの理由でどうしても納められない人のために、保険料の免除制度があります。免除期間は年金を受け取るために必要な期間として扱われますが、年金額は全額納付した場合よりも少なくなります。

平成22年度の申請は7月から受付開始です。保険料を収めることが困難なかたは、ぜひご利用ください。



若年者納付猶予

30歳未満のかたで本人・配偶者の前年所得が一定以下の場合には、保険料の納付が猶予されます。

●申請方法

町民課戸籍年金係で申請してください。

学生の保険料納付特例制度

学生本人の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されれば在学期間中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。夜間・定時制・通信制課程の学生も対象となります。

この特例期間は、年金を受け取るための必要な期間として取り扱いますが、年金額の計算には入りません。

●申請方法
町民課戸籍年金係で申請してください。

※学生証の写し、在学証明書の写しを持参してください。

学生納付特例期間

4月からその翌年3月まで
※毎年申請が必要です。

免除の対象となる所得のめやす

世帯構成	全額免除(若年者納付猶予)	4分の3免除	半額免除(学生納付特例)	4分の1免除
4人世帯 (夫婦と16歳未満の子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦2人)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

■国民年金に関する問い合わせ 町民課 戸籍年金係 (☎85-6129)